

消費者の窓

～第26号～

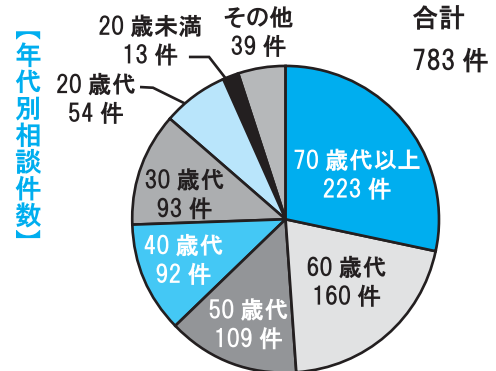
● 5月は消費者月間です



平成28年度の消費生活相談概要がまとまりました。トラブル第1位は、昨年に続き「インターネット関連」でした。

■相談が多かった商品・サービス

- 1位 運輸・通信サービス(インターネット関連など)
※内容の特定できないサイト利用料(デジタルコンテンツ)の
架空請求、アダルト情報サイトが特に多い。
- 2位 金融・保険サービス(多重債務など)
- 3位 教養娯楽品
- 4位 食料品(健康食品など)



よくある事例

大手インターネット配信会社から、身に覚えのない料金を請求するメールが届いた。利用した覚えがないが不安だ。どうしたらよいか。

(メールに次のようなことが記載されています。)

有料動画閲覧履歴がある。
未納料金が発生している。
本日連絡なき場合は、法的手続きを取る。



アドバイス

架空請求に関する相談が多数寄せられています。身に覚えがない場合は、絶対に連絡してはいけません。無視してください。不安なときは、消費者センターに相談ください。

お知らせ

衣類の洗濯表示が変わりました。



衣類等の繊維製品に付いている洗濯表示(取扱表示記号)が変更されました。従来と比べ表示記号の種類が増えて、きめ細かな情報が提供されるようになります。

ドラム式洗濯機に適すことを示す「タンブル乾燥」や、色柄物の衣類漂白に適すことを示す「酸素系漂白剤」など、新しい洗濯記号が追加されたり、適用温度がより細かく表示されるようになりました。

いきいき消費者フォーラム in 2017

テーマ「行動しよう 消費者の未来へ」

とき/5月20日(土) 午前10時半～午後3時半

ところ/AOSSA 8階 県民ホール・アトリウム 6階 調理実習室

- 講演会 午後2時～3時半 入場無料
「消費者力を高めよう ～自分のため、
地域のため、社会のため～」
あずま たまみ
講師 東 珠実 氏
椋山女学園大学 現代マネジメント学部教授・
日本消費者教育学会会長

- その他
ステージ発表・体験教室・体験講座・農林水産物の販売・まちの修理屋さんお手入れ講座・市消費者グループ連絡協議会によるパネル展示「私たちは食品表示の何を見て購入しているか」(食品表示のアンケートより)